

三次市立三次小学校改築工事  
基本・実施設計業務委託特記仕様書（案）

**I 業務概要**

**1 業務名称** : 三次市立三次小学校改築工事基本・実施設計業務

**2 計画施設概要**

- (1) 施設名称 : 三次市立三次小学校及び放課後児童クラブ  
(2) 敷地の場所 : 三次市三次町 1851 番 1  
(3) 施設用途 : 小学校 児童福祉施設  
平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 第七号 第 1 類とする。

**3 設計と条件**

**(1) 敷地の条件**

- a. 敷地の面積 : 約 12,350.00 m<sup>2</sup>  
b. 用途地域及び地区の指定 : 非線引き都市計画区域  
近隣商業地域（建蔽率 80%，容積率 300%）  
第 1 種住居地域（建蔽率 60%，容積率 200%）  
法 22 条区域

**(2) 施設の条件**

- a. 施設の規模等 : 小学校部分 4,000 m<sup>2</sup>程度, 放課後児童クラブ部分 450 m<sup>2</sup>程度  
b. 主要構造 : 指定なし  
c. 耐震安全性の分類 :

官庁施設の総合耐震計画基準（平成 25 年 3 月 29 日 国営計第 126 号, 国営整第 198 号, 国営設第 135 号）による, 耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体 II 類  
2) 建築非構造部材 B 類  
3) 建築設備 乙 類

**(3) 建設の条件**

建設工期（予定） : 令和 5 年 10 月～令和 7 年 3 月

**(4) 設計方針**（留意事項, 基本コンセプト等 その他計画書によるもの）

「三次市立三次小学校改築基本構想」に基づく施設設計を行う

**(5) 履行期間**

契約日～令和 5 年 6 月 30 日

**II 業務仕様**

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は, 「公共建築設計

業務委託共通仕様書（平成 31 年 3 月 29 日 国営整第 200 号）（以下「共通仕様書」という。）による。

### 1 特記仕様書の適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は記載された特記事項については「・」印が付いたものを適用する。「・」印の付かない場合は、「\*」印を適用する。「・」印と「\*」印が付いた場合は共に適用する。

### 2 特記仕様書における読替え等

(1) 共通仕様書中、「調査職員」とあるのは特記仕様書では「監督員」と、「検査職員」とあるのは特記仕様書では「検査員」と読み替えるものとする。

(2) 共通仕様書 3. 2 設計方針の策定等の 1. の（ ）内は、「告示別添一第 1 項第一号イに掲げる概略設計方針の策定に限る」とする。

### 3 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### a. 基本設計業務

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務
- ・ 備品に関するプランニング

##### b. 実施設計業務

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ・ 外構計画実施設計に関する標準業務
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務
- ・ 機械設備実施設計に関する標準業務
- ・ 備品計画に関すること

一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む）及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成や申請手続き業務（複雑なものを除く。）を含むものとする。

#### (2) 追加業務の内容及び範囲

- ・ 合意形成支援業務（学校関係者や住民をはじめとする関係者の意見徴取・合意形成支援）
- ・ 関係法令等に基づく必要な各種申請手続き業務

- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ 住民との協議に使用する資料の作成（ 3 回程度。 ）
- ・ 積算業務
- ・ ボーリング調査業務
- ・ 既存建物の解体工事実施設計及び積算業務

#### 4 業務の実施

##### (1) 一般事項

概略設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

##### (2) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては下記の基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

###### a. 共 通

- ・ 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準（最新版）
- ・ 公共建築工事積算基準（最新版）
- ・ 公共建築工事共通費積算基準（最新版）

###### b. 建 築

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 建築構造設計基準（最新版）
- ・ 建築工事標準詳細図（最新版）

###### c. 建築積算

- ・ 公共建築数量積算基準（最新版）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）

###### d. 設 備

- ・ 建築設備計画基準（最新版）
- ・ 建築設備設計基準（最新版）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）

###### e. 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）

**(3) 業務計画書（業務組織計画表）**

業務計画書として、次の内容を記載した業務組織計画表を、「委任（下請負）承諾願」に添付し、提出すること。（共通仕様書第3章 3.5の規定は適用しない。）

- a. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- b. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- c. 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、経験年数等
- d. 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- e. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・経験年数等（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- f. 緊急連絡先
- g. その他

**(4) 配置する技術者に要求される資格**

- a. 「建築設計業務等委託契約約款」第14条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- b. 管理技術者は、手持ちの業務量が当該業務の外に、件数で10件以上又は業務量総額が4億円（税込みとする。以下業務量について同じ。）を超える者を配置しないこと。  
手持ちの業務量とは、指名通知日現在管理技術者が担当している受託金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約の業務を含む。）を言い、民間工事の設計業務を含む。
- c. 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。  
なお、管理技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。  
また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる
構造	設計建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者としてします。

- d. 管理技術者は参加表明者の組織に所属していること。総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、参加表明者の組織に所属していること。

**(5) 貸与資料等**

- a. 既存設計図書等
  - ・ 竣工図

b. 既存資料

.

**(6) 地元関係者等への説明, 交渉等**

- ・ 本業務の実施に伴い, ( ) 等で構成する協議会等を設置する。協議会等の運営は受注者が行う。
- ・ 受注者は, 発注者が行う地元関係者等への説明, 検討会等の際同席をし, 資料作成等, これに協力する。なお, この会議は, 業務期間の内 回程度を予定している。

**(7) 設計に際しての基本方針**

設計に際しては, 監督員と十分な連絡調整を行い, 設計条件の明確化を図るものとし, 次の点に留意すること。

- a. 地盤, 構造体, 仕上げ及び機器の安全性
- b. 設計施設と周辺的环境との調和
- c. 使用上の利便
- d. 経済性, 維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
- e. 工事の安全性及び公衆災害の防止
- f. 条件明示 (原則として特記仕様書 (施工条件) に記入すること)
- g. 分別解体の適正化 (物品, 作業種別, 有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること)

**(8) 協力業者 (下請け業者) との契約について**

協力業者 (下請け業者) との契約に当たっては, 平成 31 年 国土交通省告示第 98 号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に, 設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。

また, 第三者に再委託する場合に, 発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は, コピー, ワープロ, 印刷, 製本, 計算処理 (構造計算, 設備計算及び積算を除く。), トレース, 資料整理, 模型製作, 透視図作成に限る。

**(9) その他**

- 1. ○○○
- 2. ○○○
- 3. ○○○

**5. 成果物, 提出部数等**

**(1) 基本設計**

成 果 物	規格及び部数	備考
⊙ 建築 (総合) 基本設計図書	3部	A3製本
⊙ 建築 (構造) 基本設計図書	3部	A3製本
⊙ 電気設備基本設計図書	3部	A3製本

⊙ 機械設備基本設計図書	3部	A3製本
・ 透視図	カット	
・ 模型	一式	
・ リサイクル計画書	1部	
⊙ 電子成果品	1部	電子メディア
・ コスト縮減中間報告書	1部	
⊙ 各種技術資料	1部	
⊙ 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1部	
・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) 目標値報告書	1部	
・ 熱源コスト比較表	1部	電子メディア

## (2) 実施設計

成果物	規格及び部数	備考
⊙ 建築（総合）設計図	1部	原図 A2版
⊙ 建築（構造）設計図	1部	原図 A2版
⊙ 電気設備設計図	1部	原図 A2版
⊙ 機械設備設計図	1部	原図 A2版
⊙ 構造計算書	1部 (A4版製本)	ALC外壁パネル工事, 屋根工事等については, 建築基準法に基づく風速等に応じた標準的な工法検討及び詳細図の作成まで含む。
⊙ 電気設備設計計算書	1部	
⊙ 機械設備設計計算書	1部	
⊙ 昇降機設備設計計算書	1部	
⊙ 電子成果品	2部	電子メディアにて提出
⊙ 積算数量算出書 (数量調書含む)	1部	
⊙ 工事内訳書	1部	原則 金額入り EXCELデータ及び, RIBC2データ作成
⊙ 備品リスト	1部	金額入り 電子データ共
⊙ 内訳書単価根拠資料 (単価比較表, 見積書, 使用機器・材料カタログ等)	1部	単価比較表については RIBC2データ作成
・ 営繕工事積算チェックリスト	1部	
⊙ 関係法令等に基づく必要な各種申請図書 (計画通知図書等)	必要部数	手続きを含み, 確認申請書については申請書および確認済証を PDF データで提出すること。

○ 省エネルギー関係計算書	1部	
・ 建築物環境性能評価システム (CASBEE) による計算書	1部	
・ リサイクル計画書	1部	
○ 概略工事工程表	1部	
・ コスト縮減報告書	1部	電子データ共
・ 防災計画書	1部	
・ 環境配慮システムチェック表	1部	
・ テレビ電波障害調査報告書	1部	測定結果一覧表, 調査所見, 測定写真, 受信障害予想地域図, 住宅地域図等を添付
・ 廃石綿等, PCB分析報告書	1部	
○ 各種技術資料	1部	必要に応じて提出すること。
○ 透視図	3カット	外観1枚 内観2枚
・ 透視図の写真	各枚	カラー キャビネサイズ
・ 模型	一式	
・ 模型の写真	各枚	カラー キャビネサイズ
○ 広報説明用資料 (デフォルメ化した説明用図面を含む)	1部	デフォルメ図面のレイアウト, カラー等は調査職員と協議の上決定 (電子データ共)
○ 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1部	官公署との設計協議書及び協議記録簿等を含む
○ 現況写真及び現地調査資料	1部	A4版製本 写真及び画像データ共
○ 設計図二つ折り製本	3部	A3二つ折り A4版製本各3部 (建築, 電気, 機械, 厨房)
○ 閲覧用PDFデータ	1部	設計図のPDFデータ (建築, 電気, 機械, 厨房) CD-R
○ 見積依頼先名簿届	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。
○ 貸与品借用 (返納書)	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。
<b>提出を要する事務書類</b>	<b>部数</b>	<b>備考</b>
・ 管理技術者選任 (変更) 通知書	2部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの (健康保険証の写し等) を添付免許・資格については証する写しを添付。
・ 誓約書	1部	管理技術者の兼務制限について
○ 業務工程表	2部	

別紙 9

・ 期間別業務履行報告書	毎回 1 部	期間内に作成した図面を添付 提出回数及び提出日は毎月 2 回で、15日と月末日とする。
○ 委任（下請負）承諾願	2 部	業務組織計画表を添付。
○ 委託業務完了通知書	1 部	

(注) : 建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）設計の成果物の中に含むことができる。

: 成果物は監督職員の指示により製本とする。

: 提出された資料・データ等については、建築設計業務等委託契約約款第 8 条第 1 項の規定の範囲内で使用することがある。